

取手市立永山中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義 ※取手市みんなでいじめをなくすための条例より

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。（条例第2条第1項）

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。本校では以下のような、いじめへの基本的な認識のもと、いじめの防止等に取り組むこととする。

- ① いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものであり、全ての児童生徒に関係する問題である。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、いじめる側といじめられる側が入れ替わることもあり得る。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

みんなでいじめをなくすためには、いじめが決して許されない行為であるとともに、すべての子どもに関係する問題であるとの認識に立ち、学校及び保護者を中心にいじめを行わない子どもを育てなければならない。また市及び教育委員会、学校、子ども、保護者、市民及び事業者をはじめ地域社会を構成するすべての主体がそれぞれの責務又は役割を自覚し、連携を強化し、市全体でいじめの防止等に取り組まなければならない。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

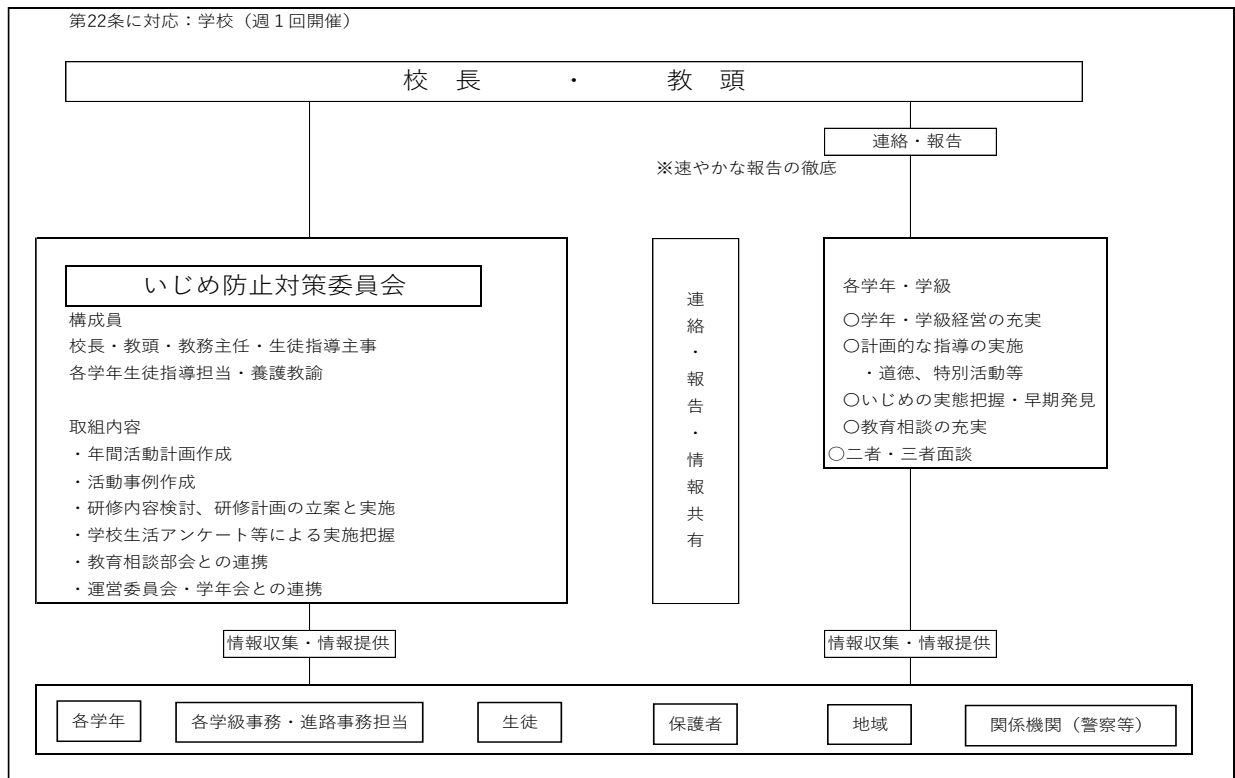
いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組

が必要である。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

◆未然防止の学校としての取組

①いじめ問題に取り組むための組織（平常時）



②生徒たちのよさを伸ばし、自己肯定感・自己有用感を高める教師のかかわり

- ・毎日の生徒の活動の様子の把握と称賛
- ・生徒の自発的活動を促す係活動や当番活動
- ・生徒との積極的なコミュニケーション

③全員担任制による学年・学級経営、教育相談体制の充実

- ・学年・学級委員が設定する毎月の生活目標の共通理解・共通行動
- ・構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング、グループワーク等による生徒間の相互理解
- ・生徒がどの教師にも相談できる体制づくり
- ・日常の生徒指導や教育相談等の記録のデータ化、共有

④授業における生徒指導の実践

- ・各教科と生徒指導を一体化させた指導づくり・集団づくり
（自己存在感の感受、共感的な人間関係、自己決定の場、安心安全な風土の醸成）
- ・個に応じた分かる授業の実践
- ・生徒が主体的に学習に取り組む手立てに関する研修
- ・心が通じ合うコミュニケーション能力の育成
- ・生徒との信頼関係の構築、生徒の示す変化や危険信号を見逃さない姿勢の徹底
- ・授業を通して把握した生徒の様子の情報共有

⑤道徳科、特別活動の充実

- ・道徳科授業や特別活動を通した、生徒による一人一人の違いの理解
- ・自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心の醸成
- ・生徒自身でいじめについて考え行動できる活動の企画・運営
- ・学級での「いじめ定義」についての話し合い活動の実施

⑥学校行事、生徒会活動、体験活動等の充実

- ・ 集団活動を通しての達成感、成就感、自己肯定感・自己有用感の醸成
- ・ 望ましい集団づくりに向けた、望ましい集団生活についての意識の定着
- ・ 学校行事等を通したリーダーの育成
- ・ 生徒会を中心とした、自ら行事等を企画、立案、実践していく活動の重視
- ・ 生徒会を中心とした「いじめ防止スローガン」の作成
- ・ 協力性、相互理解が図れる体験活動の充実

(2) いじめに対する認識や気づきへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

◆早期発見のための学校としての取組

①教師と生徒の関わりを大切にするための意図的な声かけ

- ・ 生徒とのよりよい関係づくり
- ・ 休み時間や放課後、部活動等での生徒との会話
- ・ 生徒の表情や態度に応じた言葉かけ

②生徒指導部会、教育相談部会での情報交換、ＳＣを含めた職員全体での共通理解

- ・ 週１回の生徒指導部会（いじめ防止対策委員会）、教育相談部会、運営委員会における情報交換及び各学年会での共通理解
- ・ 問題行動に対する組織での対応方法の検討、共通実践
- ・ 職員間のよい人間関係づくりに努力する。

③学校生活アンケートの実施

- ・ 月１回実施による生徒の内面の理解

④教育相談の充実

- ・ 週１回の教育相談部会における市教育総合支援センターとの連携
- ・ 定期的な教育相談、健康相談の実施
- ・ 学校生活アンケートの内容についての面談の実施
- ・ 相談内容についての全職員の共通理解、共通実践
- ・ 保護者、生徒が相談しやすい体制づくり（全員担任制）

⑤たよりやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発

- ・ 学校だより、学年だよりの活用
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」についての保護者への説明の場の設定
- ・ ホームページ上へのいじめ防止に関する資料の掲示

⑥いじめの相談・通報窓口の周知

- ・ 保健室、相談室（ＳＣや子と親の相談員）等、校内で生徒が相談しやすい相談窓口の周知
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」のホームページの掲載、教室掲示、家庭への配付

⑦家庭及び地域との連携

- ・ 情報交換による共通理解、早期発見
- ・ 必要に応じた家庭訪問、各種面談の実施
- ・ 学校評議員会における意見交換

⑧関係諸機関との連携

- ・ 所轄警察及び市子育て支援課との情報共有、連携
- ・ 生徒、家庭への外部相談窓口の周知

⑨いじめ問題に対する研修の充実

- ・ 「いじめをしない、させない、許さない」という姿勢確認
- ・ 教職員のいじめについての基本的認識の共有
- ・ 事例研修の実施

⑩インターネットを通して行われるいじめに対する対策

- ・ 特別活動や道徳科を活用した情報モラルに関する指導
- ・ 学校だより、学年だより、懇談会等を活用した保護者への啓蒙
- ・ 外部講師による情報モラル講演会の実施
- ・ 日頃からのSNSやブログなどのネットパトロール
- ・ 学校生活アンケート等による生徒の状況把握

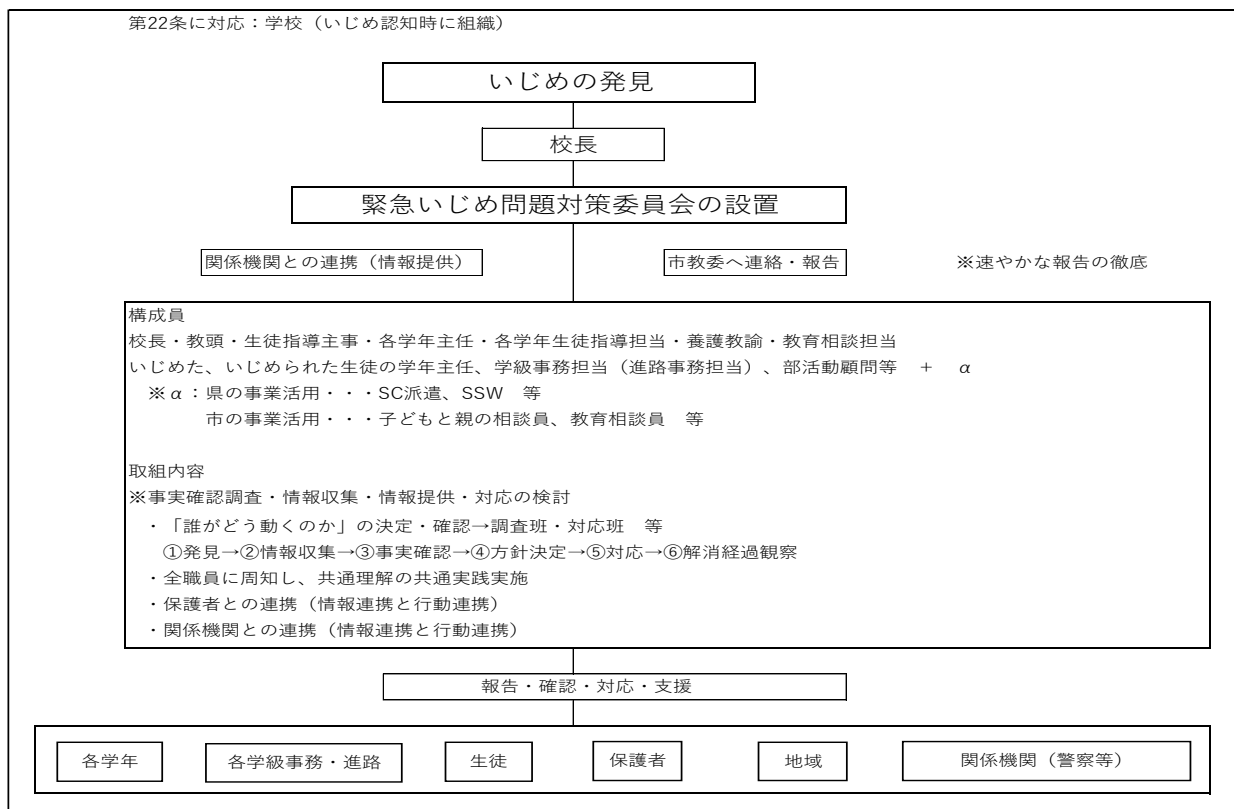
(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携も必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

◆早期対応のための学校としての取組

①いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）



②いじめへの対応

ア 情報収集

詳しい情報を得るため、訴えてきた生徒からの聞き取りやアンケートを実施する。

イ 事実確認

いじめを受けた生徒、いじめをしたとされる生徒、アンケートに記入した生徒から情報を収集する。その際、子どもの意見表明権の確保に努め、よく話を聞く。

ウ 対応の方針確認

上記の組織を生かし、適切な対応を確認する。

エ 対応（指導・支援）

いじめを受けた生徒と保護者への支援、いじめをした生徒と保護者への指導を行う。

オ 周囲の生徒への指導

いじめを知っていながら、傍観していることへの指導を行う。

カ 事後の対応

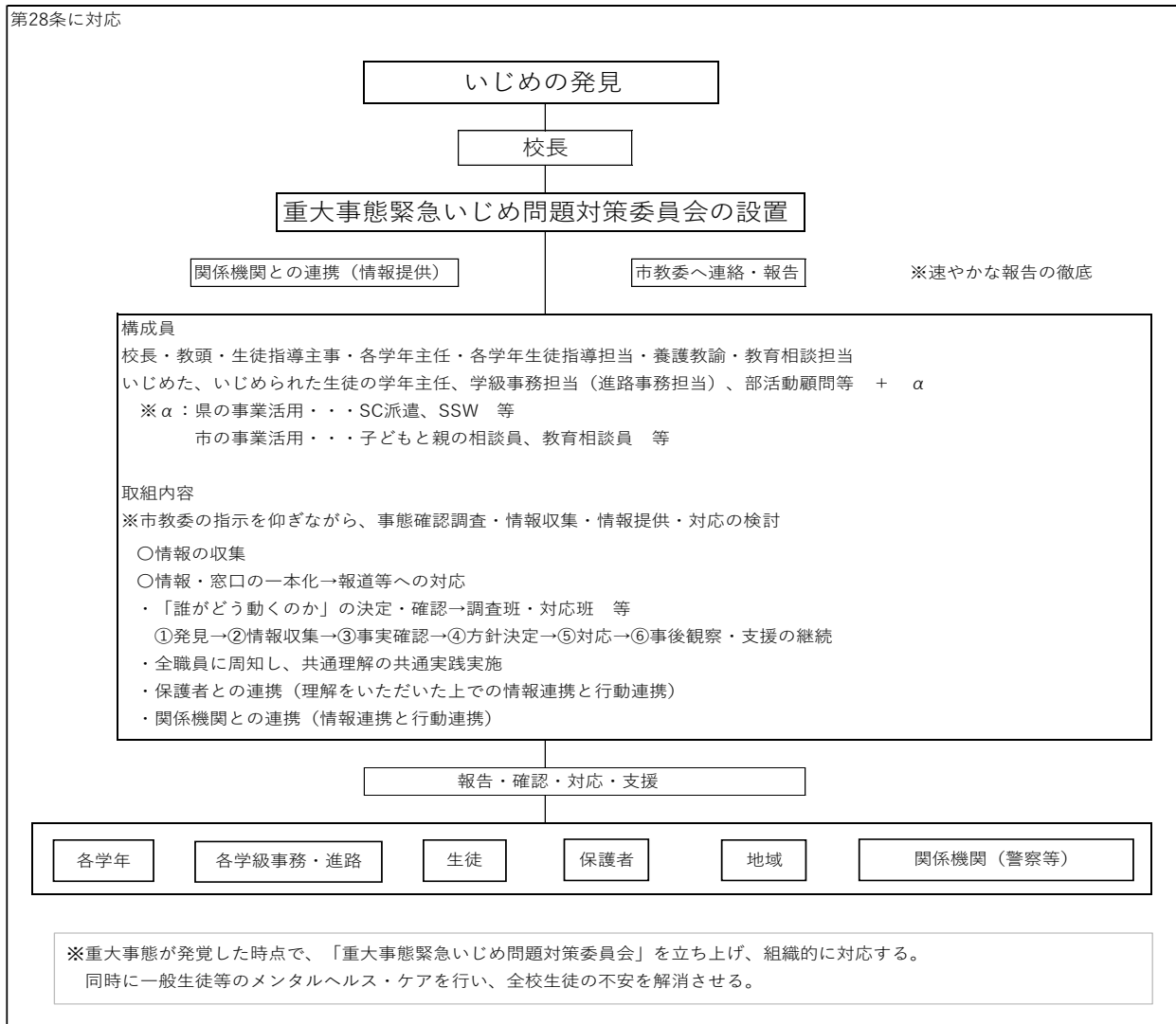
その後の状況を確認し、当該生徒の経過観察を行う。

③重大事態と判断されるいじめへの対応（第28条にもとづいて）

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、取手市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。



- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
- エ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ いじめをした生徒・保護者に対しては、いじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点から、出席停止や犯罪行為にあたる場合は所轄警察等と連携協力をするなど、毅然とした対応を行う。
- カ いじめの周辺にいる生徒たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

4 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

(1) 学校評価の方法

- いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え適正に自校の取組を評価する。さらに次年度の取組に生かす。
 - ・ いじめの未然防止、再発防止に関する取組について
 - ・ いじめの早期発見、対応に関する取組について

(2) 学校評価の活用

- チェック機能を最大限に生かす。
 - ・ 評価を受けて改善サイクルを確立する（保護者・生徒・学校関係者）
 - ・ 学校評価におけるアンケートの検討